

東京都公安委員会告示第 2695 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 23 日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都中央区銀座1丁目16-7

株式会社 志事人

放置違反金納付命令書 (第 30-779-260717-203393)

大阪府大阪市北区西天満5丁目12-12

有限会社 スミス

放置違反金納付命令書 (第 30-894-260813-435033)

- 1 この処分不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

神奈川県横浜市都筑区川和町1424-1-A-201

ダ シルバ ペドロ シルベストレ

督促状 (第 30-102-260604-206459)

埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目956-302

TRAN DANG NGUYEN

督促状 (第 30-106-260412-202116)

東京都渋谷区神南1丁目11-3 INFINITY株式会社内

株式会社ReVie

督促状 (第 30-109-260624-202297)

東京都渋谷区東4丁目13-1 エステイメゾン恵比寿2 306

株式会社 日本飲食産業

督促状 (第 30-113-260529-411266)

東京都渋谷区東4丁目13-1 エステイメゾン恵比寿2 306

株式会社 日本飲食産業

督促状 (第 30-331-260615-206841)

東京都台東区浅草4丁目2-5-101

中原 徹

督促状 (第 30-551-260423-203225)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。